2　各締約国は、自国が達成する意図を有する累次の国が決定する貢献を作成し、通報し、及び維持する。締約国は、当該国が決定する貢献の目的を達成するため、緩和に関する国内措置を遂行する。

3　各締約国による累次の国が決定する貢献については、各締約国によるその直前の国が決定する貢献を超える前進を示し、並びに各国の異なる事情に照らした共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力を考慮しつつ、各締約国のできる限り高い野心を反映するものとなる。

4　先進締約国は、経済全体における排出の絶対量での削減目標に取り組むことによって、引き続き先頭に立つべきである。開発途上締約国は、自国の緩和に関する努力を引き続き強化すべきであり、各国の異なる事情に照らして経済全体における排出の削減目標又は抑制目標に向けて時間とともに移行していくことが奨励される。

5　開発途上締約国に対しては、開発途上締約国に対する強化された支援がその行動を一層野心的なものにすることを可能にするとの認識の下で、この条の規定を実施するための支援を第九条から第十一条までの規定に従って提供する。

6　後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国は、温室効果ガスについて低排出型の発展のための戦略、計画及び行動であって、自国の特別な事情を反映するものを作成し、及び通報することができる。

7　締約国の適応に関する行動又は経済の多角化に関する計画により副次的に生ずる緩和についての利益は、この条の規定に基づく緩和の成果に寄与することができる。

8　全ての締約国は、国が決定する貢献の通報に際し、締約国会議第二十一回会合における決定第一号（第二十一回会合）及びこの協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議における関連の決定に従い、明確性、透明性及び理解のために必要な情報を提供する。

9　各締約国は、締約国会議第二十一回会合における決定第一号（第二十一回会合）及びこの協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議における関連の決定に従い、国が決定する貢献を五年ごとに通報する。第十四条に規定する世界全体としての実施状況の検討の結果については、各締約国に対し、情報が提供される。

10　この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、第一回会合において、国が決定する貢献に係る共通の期間について検討する。

11　締約国は、この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が採択する指針に従い、既存の国が決定する貢献について、その野心の水準を高めるためにいつでも調整することができる。

12　締約国が通報する国が決定する貢献については、事務局が管理する公的な登録簿に記録する。

13　締約国は、国が決定する貢献の計算を行う。締約国は、国が決定する貢献に関し、人為的な排出量及び除去量の計算を行うに際しては、この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が採択する指針に従い、環境の保全、透明性、正確性、完全性、比較可能性及び整合性を促進し、並びに二重の計上の回避を確保する。

14　締約国は、国が決定する貢献の文脈においては、13の規定に照らし、人為的な排出及び除去に係る緩和に関する行動を確認し、及び実施する際に、適当なときは、条約に基づく既存の方法及び指針を考慮に入れるべきである。

15　締約国は、この協定の実施に際し、対応措置により最も影響を受ける経済を有する締約国（特に開発途上締約国）の懸念を考慮に入れる。

16　2の規定の下で共同して行動することについて合意に達した締約国（地域的な経済統合のための機関及びその構成国を含む。）は、国が決定する貢献を通報する際に、事務局に対し、当該合意の条件（各締約国に割り当てられた該当する期間内の排出量の水準を含む。）を通報する。事務局は、条約の締約国及び署名国に対し、当該合意の条件を通報する。

17　16に規定する合意に達した各締約国は、13及び14の規定並びに第十三条及び第十五条の規定に従い、当該合意に定める自国の排出量の水準について責任を負う。

18　共同して行動する締約国がこの協定の締約国である地域的な経済統合のための機関の枠組みにおいて、かつ、当該地域的な経済統合のための機関と共に行動する場合には、当該地域的な経済統合のための機関の構成国は、個別に、かつ、当該地域的な経済統合のための機関と共に、13及び14の規定並びに第十三条及び第十五条の規定に従い、16の規定に基づいて通報した合意に定める自国の排出量の水準について責任を負う。

19　全ての締約国は、各国の異なる事情に照らした共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力を考慮しつつ、第二条の規定に留意して、温室効果ガスについて低排出型の発展のための長期的な戦略を立案し、及び通報するよう努力すべきである。

第五条

1　締約国は、条約第四条1(d)に規定する温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫（森林を含む。）を保全し、及び適当な場合には強化するための行動をとるべきである。

2　締約国は、開発途上国における森林の減少及び劣化から生ずる排出の削減に関連する活動並びに開発途上国における森林の保全、持続可能な森林経営及び森林の炭素蓄積の向上が果たす役割に関する政策上の取組及び積極的な奨励措置について並びに総合的かつ持続可能な森林経営のための緩和及び適応の一体的な取組等の代替的な政策上の取組についての既存の枠組みであって、条約に基づいて既に合意された関連の指針及び決定に定めるものを、これらの取組に関連する非炭素の便益を適宜奨励することの重要性を再確認しつつ、実施し、及び支援する（成果に基づく支払により行うことを含む。）ための行動をとることが奨励される。

第六条

1　締約国は、一部の締約国が、国が決定する貢献の実施に際し、緩和及び適応に関する行動を一層野心的なものにすることを可能にし、並びに持続可能な開発及び環境の保全を促進するため、任意の協力を行うことを選択することを認識する。

2　締約国は、国際的に移転される緩和の成果を国が決定する貢献のために利用することを伴う協力的な取組に任意に従事する際には、持続可能な開発を促進し、並びに環境の保全及び透明性（管理におけるものを含む。）を確保するものとし、この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が採択する指針に適合する確固とした計算方法（特に二重の計上の回避を確保するためのもの）を適用する。

3　国が決定する貢献を達成するための国際的に移転される緩和の成果のこの協定に基づく利用については、任意によるものとし、参加する締約国が承認する。